

忘れられた被爆者

— 在韓被爆者の歴史と先行研究 —

鄭 美 香*

はじめに

「核兵器のない世界」を提唱したプラハ演説から7年後、伊勢志摩サミットへの参加で訪日したオバマ元大統領はサミット終了後の2016年5月27日に広島を訪れた。原子爆弾（以下、原爆）を使用した米国の現職大統領が被爆地に足跡を刻み、世界の耳目を集めたことは記憶に新しい。平和記念資料館の見学と原爆死没者慰霊碑への献花を終えたオバマは「核兵器のない世界」の実現を再び呼びかけ、演説後に二人の被爆者と握手し抱き合った。

後日の世論調査で9割以上評価されたオバマの広島訪問⁽¹⁾は、被爆者の高齢化が進み、被爆体験の風化や若い世代を中心とした平和意識の希薄化が危惧される中で、大きな意味があるだろう。オバマは特に演説⁽²⁾の中で、被爆者をHibakusha（Atomic bomb victimsあるいはAtomic bomb survivorsではなく）と表現したことや犠牲者についてのくだりで「数千人の朝鮮半島出身者、数十人のアメリカ人（Thousands of Koreans, a dozen Americans in prison）」に言及したことは評価に値すると考えられる。

ところが、当日オバマが献花した原爆死没者

慰霊碑から、わずか200メートルしか離れていない韓国人原爆犠牲者慰霊碑（以下、韓国人慰霊碑）の前でオバマ大統領と安倍首相に対して謝罪と賠償を求める人々がいたことはあまり知られていない。彼らは、まさにオバマが演説で述べた韓国人被爆者と被爆2世で、オバマが韓国人慰霊碑にも立ち寄ってくれることを願っていたが、彼らの念願は叶わなかった。

1945年8月、広島・長崎で被爆した10人に1人が朝鮮半島出身であった。しかしながら、その存在は「忘れられた」「放置された」「見捨てられた」「棄てられた」「周縁化された」被爆者や「原爆棄民」などの言葉で表現されてきたほど、長い間、日韓両国において関心の対象外であった。被爆者健康手帳（以下、手帳）を所持している在外被爆者は約3,389人であるが⁽³⁾、その7割が韓国人被爆者である。しかし、手帳を取得するまで約半世紀にわたる裁判闘争が繰り広げられ、彼らはその間に放置されてきた。特に韓国では約71年が経た2016年の5月ようやく韓国人被爆者を支援する法制度が整備され、多くの韓国人は彼らの存在を知らない。

そこで、韓国人被爆者は何故、忘れられてきたかという問題意識から、本研究では韓国人被

*早稲田大学大学院社会科学研究所 博士後期課程6年（指導教員 多賀秀敏）

爆者の歴史と先行研究を述べ、韓国社会における被爆者問題を考察したい。本稿では広島・長崎で被爆した後、韓国に帰国して現在まで居住している被爆者、いわゆる韓国人被爆者を対象とする。日本では「被爆者」「ヒバクシャ」という表現がよく使われているが、韓国では「原爆被害者」という表現が一般的である。ここでは1945年8月、広島と長崎の原爆投下によって被爆されたすべての人を「被爆者」に統一する。そして、当時の被爆者の中で朝鮮半島出身の人を「朝鮮人被爆者」といい、その中で戦後の在在先によって「在韓被爆者」「在朝被爆者」「在日被爆者」と区別する。ただ、日韓関係と関連付けて述べる際は、日本人被爆者と区別するため、「韓国人被爆者」と表記する。

1. 三重苦を背負った朝鮮人被爆者

(1) 広島・長崎で被爆した朝鮮人

1910年から1945年までの36年間、日本は朝鮮を植民地支配する中で朝鮮半島から米と農地を収奪したり、数多くの朝鮮人を徴用や徴兵という名で強制連行したりした。朝鮮人の渡日は明治時代から始まったが、その数は微々たるもので主な渡日目的は留学であった〔田中 1991: 55〕。1910年の日韓併合以降、朝鮮人の渡航が増加しはじめ、1937年の日中戦争突入以降、急激に増加する。次第に拡大する戦争による死傷者の増加によって軍隊や軍需工場における人的資源の欠乏が顕著になってきたため、「日本に行けば仕事がある」と聞いて、自由渡航で日本にやってくる朝鮮人が急増したのである。日中戦争に伴う人的資源の不足を朝鮮人で補充するために、1938年には国家総動員法が朝鮮半島にまで適用され、当初自由募集だった徴用も、戦

線が拡大するにつれて次第に強制的な形態をおびていった。一例をあげれば、1944年には広島三菱重工業の機械製作所および造船所に2,800名の朝鮮人青年が戦時労働力として強制連行され、長崎市も、原爆投下時には三菱造船所だけで7,000名の朝鮮人が強制連行されていた〔市場 2000: 29〕。

表1 <朝鮮人被爆者の被害状況>⁽⁴⁾

	全体		朝鮮人	
	被爆者総数	死亡者数	被爆者数	死亡者数
広島	420,000	159,283	50,000	30,000
長崎	271,500	73,884	20,000	10,000
合計	691,500	233,167	70,000	40,000

表1によると、在韓被爆者の数は約7万人で、被爆者総数の1割を占める。1945年当時の日本の推計人口約7,200万人に対して在日朝鮮人数が約230万人の3%であったことをみると、広島、長崎における朝鮮人の集中移住ぶりがわかる〔市場 2006: 378〕。1979年に、韓国教会女性連合会⁽⁵⁾が1,070人の在韓被爆者を対象に実施した実態調査⁽⁶⁾によると、渡日理由は以下のよ

表2 <被爆地滞在理由>⁽⁷⁾

区分	人数	割合
徴用	180	16.8%
移住	655	61.2%
雇用	(226)	(34.5%)
主人に付いて	(187)	(28.5%)
親に付いて	(242)	(37.0%)
現地出生	212	19.8%
その他	17	1.6%
無応答	6	0.6%
合計	1,070	100.0%

うだ。

調査に応じた6割は本人の雇用と家族に付いて日本へ移住したと答え、現地で生まれた人数

を合わせると全体の8割が「生活のため」に渡日したことがわかる。しかし、雇用のために自ら日本に移住した人は全体の約2割で、家族に付いて渡日した人と現地出生の人が全体の約6割である。つまり、家族単位で移住し、被爆したことが特徴的である。

実態調査報告書では、以上のような分布はおそらく多数の被爆者が年を取って死亡したために現れた現象だと分析している⁽⁸⁾。調査が実施された1979年は原爆投下より34年が経ったため、確かに一理あるが、筆者は調査に応じた在韓被爆者の被爆地に注目したい。1,070名の中、広島で被爆した人は全体の約96% (1,029名)で、長崎で被爆した人は全体の約4% (41名)であることを考えると、広島で被爆された人の意見が大きく反映されていることがわかる。

広島市の場合、在日朝鮮人は圧倒的に出稼ぎのための移住者が多く、その中でも約7割近くが陝川（ハプチョン）の出身だった [中達 1993: 5]。終戦後、故郷の陝川に戻った朝鮮人被爆者が多く、現在陝川には韓国原爆協会（以下、協会）の本部⁽⁹⁾と在韓被爆者の療養施設である原爆被害者福祉会館（以下、会館）がある。そのため、陝川は「韓国のヒロシマ」と呼ばれている。詳しくは、協会の全登録者の半分、いや3分の2は陝川出身ではないかともいわれており [市場 2000: 138]、他の地域と比べて在韓被爆者が集中して暮らしているため、陝川には「韓国のヒロシマ」という異名が付けられているのである。山奥の農村地域である陝川は植民地支配による地主の横暴と自然災害に苦しめられ、多くの小作農が故郷を離れた。彼らのうち相当数が兵器を作る工場が密集し、仕事が多い広島に渡ったのである。そして1944年、日帝の

徴用令での陝川住民3,360人が日本などに連れられて行った⁽¹⁰⁾。

以上のことをまとめると、広島で被爆した人の大半は陝川出身で、生活のために家族単位で渡日したことがわかる。儒教文化が根強かった当時の状況を考えると、まず扶養者の男性が広島へ渡り、後から家族や親戚が渡っていたことは想像できる。そして、植民地支配下で陝川から釜山までの道路が整備され、釜山から山口の下関まで船が行き来したことから陝川から広島への人口移動は容易なことだっただろう。

ソウル・京畿道・全羅道には働く所が多く、離農する人が少なかったため、これらの地域からは自らの意志より、徴兵・徴用によって渡日した人が多い。実際、三菱広島造船所の朝鮮人名簿を見ると、名簿に登載された総数1,903名のうち、全体の95.5% (1,818名)が京畿道出身である⁽¹¹⁾。長崎市の造船所の場合、朝鮮半島北部出身の労務者が大量に動員され、約1万人の朝鮮人が強制動員によって長崎に連れてこられた⁽¹²⁾。彼らは市内から離れた端島や高島などの炭鉱と市内の軍需工場で働いていたが、炭鉱に徴用された朝鮮人は原爆投下後に復旧作業に投入され、残留放射能汚染という間接被爆の被害が発生した。すなわち、広島・長崎において朝鮮人被爆者の渡日理由や出身地などが異なる。しかし、朝鮮人被爆者に関する実態調査を日本政府が一度も行っていないことや、朝鮮人被爆者の高齢化を考えると、真相究明への更なる研究調査が必要であろう。

(2) 見捨てられた在韓被爆者

表1から明らかなように、被爆者総数の死亡率 (33.7%) に比べて朝鮮人被爆者の死亡率

(57.1%)は非常に高い。前節でも述べたように朝鮮人被爆者が広島と長崎に来た理由から考えると、原爆が落とされた市内に集中して住み、働いていたことが一つの理由に挙げられる。加えて、彼らの多くは市外に親類縁者がいないため、被爆後いったん市外に出ても滞在するところが少なくすぐに市内に入り、残留放射線や黒い雨を浴び、日本人被爆者より一般的に被爆量が多かった。避難所や救援所にいっても、朝鮮人差別を受けて十分な手当を受けられなかったケースも多くあった [中達 1993: 7]。

実際、多数の証言に被爆直後の治療を受ける際に朝鮮人という理由で不利になったことが記録されている。1979年の『朝鮮人被爆者の実態報告書』には、終戦後に朝鮮人被爆者が受けた民族的差別について詳しく記述している。以下に、その一部を紹介する。

原爆で両親を失い、妹と二人きりになったが、昭和二年春ごろ、「原爆で両親を失った日本人の子供に手当金が出る時いた。わたしたちにもくれないか」と、何度も要請にいったが、「朝鮮人はダメだ」と言われた。(女性、五一歳)⁽¹³⁾

戦後、約7万人の朝鮮人被爆者のうちに約4万人が祖国に帰れぬまま原爆によって死亡し、約2万3千人が祖国に生還し、約7千人が日本に残った。朝鮮人被爆者の多くが朝鮮半島南部の出身であったために、帰国者の大半は現在の韓国に帰った [市場 2006: 379]。北朝鮮に帰ったのは約2千人と知られている⁽¹⁴⁾。帰国後、在韓被爆者はハンセン病患者と同様視され、遠ざけられたり、差別を受けたりした。1950年の朝鮮戦争や1965年のベトナム戦争による社会混乱から、在韓被爆者は政治・社会の関心から遠ざかってしまった。朝鮮戦争の被害者に比べ

て在韓被爆者の数は著しく少数であったことも韓国社会、政府の無関心の背景となっていた [趙兪梨 2008: 13]。日本国内においても1965年の日韓基本条約（以下、日韓条約）が締結する前までは韓国人被爆者問題はあまり取り上げられず、日本人被爆者と同様に手帳を交付されるまで大変時間がかかった。以上のことから、市場は在韓被爆者が「植民地支配」「原爆被害」「放置」の三重苦を嘗めてきた⁽¹⁵⁾と表現した。

2. 在韓被爆者支援運動と裁判闘争

(1) 在韓被爆者支援運動の夜明け

1954年以降、日本では原水爆禁止運動が盛り、被爆者を救済する原爆医療法（1957年）と原爆特別措置法（1968年）（以下、原爆二法）が制定された。しかし、日本以外に居住する被爆者を除外したため、在韓被爆者には原爆二法が適用されなかった。1960年頃から在日本大韓民国民団（以下、民団）の広島県本部に悲惨な状況を訴える手紙を送る在韓被爆者が増えた。これを受け、民団は1963年、組織内に「母国被爆同胞救援対策委員会」を設置し、1965年5月に在韓被爆者実態調査団を韓国へ派遣する。こうした様子が『中国新聞』に報道されることで、日本で初めて在韓被爆者の存在が知られる。民団の実態調査団は、韓国政府や大韓赤十字社などに在韓被爆者の実態調査と救済を求め、その結果600名の在韓被爆者が大韓赤十字社に初めて被爆者登録を行った。1959年に陝川で初めて在韓被爆者の集いが組織されたり、同年8月の『韓国日報』に初の在韓被爆者の手記が掲載され、1963年には在韓被爆者夫婦が韓国政府・米大使館・日本代表部などに在韓被爆者の実情を訴えたりするなどの動きがあった⁽¹⁶⁾。それでも、

在韓被爆者は日韓両国において無関心のまま放置されていた。さらに1965年の日韓条約において在韓被爆者問題がまったく論議されなかったため、志を同じくする在韓被爆者は、1967年に協会を発足した。

発足後、協会の会員20名がソウルの日本大使館に対して賠償を求める初めてのデモを実施したが、「補償問題は日韓条約で清算済み」という返答にとどまった⁽¹⁷⁾。1968年には大韓赤十字社の協力で2,054名の在韓被爆者が協会会員に登録し、広島で初めての在韓被爆者慰霊祭が開催された⁽¹⁸⁾。そして、1971年に韓国原爆協会の辛泳洙(シン・ヨンス)会長が訪日し、佐藤首相宛てに在韓被爆者の実態を訴える要望書を提出する。この訪日を機に「韓国の原爆被害者を救援する市民の会」が結成され、日本における在韓被爆者支援運動が本格化する。以降、在韓被爆者支援運動に携わる市民団体が増え、被爆手帳取得という具体的な支援活動が活発に展開されるようになった。

(2) 手帳をめぐる裁判闘争

在韓被爆者が日本政府を初めて提訴した裁判は「孫振斗(ソン・ジンドゥ)裁判」である。孫は、1970年に専門治療を求めて日本に密入国し、逮捕された。その後、手帳を申請するが、厚生労働省より「一時滞在者や不法滞在者には適用されない」との理由で却下される。これを受け、孫は手帳却下処分取消について提訴した。1972年から始まった裁判闘争は1978年に最高裁で勝訴する。その結果、1979年に日韓両与党間で「在韓被爆者の医療援護に関する3項目⁽¹⁹⁾」が合意される。つまり、「孫振斗裁判」の勝訴によって在韓被爆者も日本に行けば手帳を手に入

入れられる道が開かれたのである。

しかし、1974年日本政府が出した「402号通達⁽²⁰⁾」によって在外被爆者が来日して手続きしても、出国すると打ち切られる状態になり、手帳交付の申請と治療のためには毎回日本に渡って来なければならなくなった。そのため、原爆後障害や経済的理由などから多くの在韓被爆者は手帳を取得できないまま、再び放置されるようになる。これに対して一連の裁判闘争が行われるが、その代表的な例が「郭貴勲(クァク・ギフン)裁判」である。これは在外被爆者の手帳受給の権利を求め、402号通達の違法性を正面から取り上げた裁判で、1998年から2002年まで続き、最終的に勝訴した。その結果、翌2003年に402号通達が廃止され、何回かの被爆者援護法の改正が行われた。

現在は日本国外に住居している被爆者でも、住居国の大使館及び総領事館で手帳の交付申請をはじめ、原爆症認定申請や健康診断受診者証交付申請が可能になり⁽²¹⁾、2015年9月の在韓被爆者医療費裁判(以下、医療費裁判)の完全勝利で日本における裁判闘争は一段落した⁽²²⁾。現在、在韓被爆者は韓国で手帳を申請し、国内の医療機関にかかった医療費を日本政府に請求し、全額受給している。これは韓国以外の国や地域に住居している在外被爆者も同様である。つまり、在韓被爆者の裁判闘争によって日本政府の在外被爆者支援事業が広く展開されたのである。

3. 韓国社会における在韓被爆者

(1) 日韓両政府の動き

韓国政府が、在韓被爆者支援に関与するようになったのは、前節で述べた1979年の日韓両与

党間の合意を受け、翌年に日韓両政府の合意に達したことから始まる。両与党間で合意された3項目のうち、政府レベルでは渡日治療だけが実施されるようになる。しかし、原爆二法には治療のための旅費支出を定めた条文がないという理由から日本政府の要求によって韓国側が渡日する在韓被爆者の旅費を負担することになった。1986年には、韓国政府の延長不同意によって、渡日治療も打ち切られてしまった。

韓国政府は1987年4月より、韓国内の被爆者治療制度をスタートし⁽²³⁾、診療費の九割を政府が負担した。一割の本人負担や60万ウォンの上限などの限界はあったが、当時の韓国では国民皆健康保険制度ができておらず⁽²⁴⁾、保険診療を受けることができたのは、公務員や大手企業などに勤める者に限られていた。こうした状況を考えると、在韓被爆者の医療費に対する負担が少し軽減されたといえるだろう。

そして、1987年6月の民主化宣言以降、独裁政権下で沈黙を強いられてきた在韓被爆者は声を大にして被爆者の被害を訴えた。具体的には、日韓両政府に対して「23億ドル補償要求」を強め、1990年には韓国協会の200名が駐韓日本大使館で謝罪と、国家補償としての援護措置を訴えた。このような雰囲気の中、1990年に盧泰愚（ノ・テウ）大統領が訪日し、日韓首脳会談で海部首相が40億円の支援を表明した⁽²⁵⁾。この40億円は、韓国人被爆者が要求した23億ドルに比べて少なかった。また、当時の日本人被爆者に対する一年間の予算が1,300億円であったことを考えると、韓国人被爆者への40億円支援はあまりにも不公平なものであろう。

40億円支援に対する在韓被爆者の不満と抗議は受け入れられず首脳会談で約束された40億円

は、3年にわたって分割拠出され、福祉増進対策委員会⁽²⁶⁾に委ねられた。その結果40億円は、協会に登録された在韓被爆者に対して無料治療（保険診療による医療費の自己負担分を支給）や年1度の健康診断費用として使われた。そして、1996年陝川に会館が建てられ、広島で被爆された101人が居住している⁽²⁷⁾。2002年には、日本政府が在外被爆者渡日支援等の事業を策定し、翌年から日本の長崎県と締結した大韓赤十字社が在韓被爆者事業を実施している⁽²⁸⁾。また、2015年の医療費裁判の勝訴による在外医療費支給事業も大韓赤十字社と長崎県によって実施されている。

(2) 韓国社会に呼びかける在韓被爆者

2002年、在韓被爆者2世の金亨律（キム・ヒョンリユル）⁽²⁹⁾が韓国社会でカミングアウトしたことを機に、「韓国被爆2世患友人会を支援する集い」が韓国国内で結成された。この団体の呼びかけによって、2004年韓国では政府レベルでの「原爆被害者2世の基礎現況および健康実態調査」が実施され、2005年には在韓被爆者支援特別法（以下、特別法）の制定を求める請願書が韓国の国会に提出された。同年特別法案⁽³⁰⁾が発議されたが、被爆1世と2世の因果関係の不明確さと被爆1世への日本政府からの支援が理由で、この法案はしばしば廃案となった。特別法は発議から11年経った2016年ようやく制定された⁽³¹⁾。しかし、医療支援に関してすでに手帳を所有し、日本政府から医療費補助を受けている者は対象外となり、在韓被爆者が求めた生活支援や被爆2世の健康・生活実態調査などは認められていないことを考えると、解決すべき問題は残っている。

協会は特別法の制定に2008年から積極的に動き、韓国政府に対して、1965年の日韓条約に在韓被爆者問題を欠落させた責任を追及する裁判闘争を行っている。2011年韓国の憲法裁判所は、韓国政府が日本軍慰安婦と原爆被害者らの賠償請求権問題を解決するために具体的な努力をつくさないのは違憲であると判決を下した⁽³²⁾。しかし、韓国政府を相手にした損害賠償請求訴訟では敗訴している。

4. 日韓の先行研究

朝鮮人被爆者問題に関する先行研究は日本で始まり、その内容と数でも日本のほうが韓国より進んでいるが、それは先行研究だけではなく、マスコミでの報道や証言集などにおいても同じである。両国における原爆に対する関心と認識の差がその背景でもあるが、韓国での研究欠如は韓国社会で在韓被爆者が忘れられてきたことを表すものでもあるだろう。ここではまず日本で朝鮮人被爆者に関する研究が始まった背景と先行研究の傾向を概観してから、韓国での研究を紹介する。

(1) 日本における研究

直接、原爆被害を受けた被爆地として日本が原爆問題に関心を注ぐのは当然であろうが、最初から日本政府と社会が関心をみせたわけではなかった。終戦後、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）によって実施されたプレスコードのため、日本政府は原爆問題に対して積極的に動けなかった。しかし、1954年3月に水素実験によってマグロ漁船第五福竜丸が被災したことで、「原爆マグロ」が国民の生活に大きな影響を及ぼすようになった。そのため、日本では核

実験禁止・核兵器禁止の決議が全国的におこなわれ⁽³³⁾、市民による原水爆禁止運動が始まった⁽³⁴⁾。そして、その翌年に、第一回原水爆禁止世界大会が広島で開かれ、毎年、日本で世界大会が開かれるようになった。つまり、日本における反核運動の始まりは、広島と長崎の原爆投下が直接的契機ではなく、国民の食材であるマグロの放射線汚染により大きな影響を受けたともいえる。

国内での原水爆禁止運動が盛り上がる中、被爆者自らの運動によって原爆二法がようやく制定され、手帳を所持した被爆者は全額国費で健康診断と医療などを受けられるようになった。原爆二法には、法の適用を日本国籍者に限定する規定がなく、在日被爆者にも適用されていた〔市場 2006: 381〕が、日本以外に居住する被爆者を除外した。したがって、当時米国の占領下にあった沖縄に住んでいる被爆者は法の適用を受けられなかった。こうした日本政府に対する在韓被爆者の補償要求は1968年の孫貴達（ソン・ギダル）⁽³⁵⁾から始まり、1970年代に本格化していく。原爆症の治療を目的に日本に密入国し、逮捕された孫への手帳交付と治療を支援しようとする動きが日本の市民の中で起こり、在韓被爆者の存在が全国紙などで本格的に報道されるようになった⁽³⁶⁾〔石田 2009〕。孫はすぐ韓国に強制送還され、手帳交付は実現できず問題は終結するが、この過程において在韓被爆者（外国人）への手帳交付の可否が問題となり、在韓被爆者の救援問題は日本政府の対応の問題になったのである〔石田 2009〕。

このような雰囲気の中、在韓被爆者の補償問題をより多くの日本人に知らせ、在韓被爆者への支援を本格化させる出来事が生じる。それ

は、先述した「孫振斗⁽³⁷⁾裁判」である。孫は1974年の福岡地裁判決、1975年の福岡高裁判決、1978年の最高裁判決のいずれにおいても全面的に勝訴し、この裁判の過程を通じて改めて在韓被爆者問題が注目され、日本のマスコミでは在韓被爆者のことを多く報道するようになった⁽³⁸⁾。

裁判の間、在韓被爆者と日本の市民団体との交流が活発となったことをはじめ、1970年に広島に韓国人原爆犠牲者慰霊碑が建立され、1973年には核兵器禁止平和建設国民会議の支援を受けて「韓国のヒロシマ」と呼ばれる陝川に被爆者診療センターが建設された。つまり、孫振斗裁判は日韓両国における市民社会の交流や協力関係を強める大きな契機となった。

これらの朝鮮人被爆者問題に関する研究は主にジャーナリストや市民運動家を中心に始まった。朝鮮人被爆者問題に関する先行研究の傾向は人道主義の視点、戦後責任の視点、日韓市民協力の三つの視点に分けられる。

第一に、初期の研究は人道主義の視点から朝鮮人被爆者への支援に関する議論を発展させてきた。1970年代から多数のルポ、証言集、単行本が出版される中、小田川興『被爆韓国人』(1975)や広島・長崎朝鮮人被爆者実態調査団『朝鮮人被爆者の実態報告書』(1979)などに代表される朝鮮人被爆者の実態を調査した報告書がこれに該当する。これらは、朝鮮人被爆者が被った原爆被害に焦点をあて、人道主義の視点から医療・生活支援問題や法的補償問題に関する救援問題を扱っている。

第二の視点では、日本人被爆者が被害者であると同時に加害者という考えが生まれ、1980年代になると朝鮮人被爆者の政治的背景として植

民地支配を取り上げ、日本の戦後責任と朝鮮人被爆者問題との関係を明らかにする研究が登場する。長崎在日朝鮮人の人権を守る会の『原爆と朝鮮人』がその代表である。長崎における朝鮮人被爆者初実態調査の記録である第1集(1982)から始まり、2014年の第7集までシリーズで出版されたが、端島に強制連行された朝鮮人労務者の実態に迫るなど日本の加害責任を問うている⁽³⁹⁾のが特徴である。在韓被爆者問題市民会議の『在韓被爆者問題を考える』(1988)は当時在韓被爆者問題に関わってきた団体と活動家をはじめ、被団協の代表委員や在韓被爆者も集まって行われたシンポジウムの記録である。朝鮮人被爆者問題に関する様々な論点が集められており、日本政府が戦後責任として在韓被爆者問題を解決すべきであると訴える政策提言の性格を帯びている。

その後、1991年8月11日付の『朝日新聞』で従軍慰安婦の証言が初めて報じられたのを機に朝鮮人被爆者問題においても日本政府の責任をより実証的で深層的に問うようになる。深川宗俊の『海に消えた朝鮮徴用工－鎮魂の海峡』(1992)や市場淳子の『ヒロシマを持ちかえった人々－「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』(2000)⁽⁴⁰⁾がその代表例である。これらは広島と長崎に原爆が落とされた時に朝鮮人が何故そこにいたのかという根本的問題を取り上げている。特に市場は、半分以上の在韓被爆者の出身地であり、現在多くの在韓被爆者が住んでいる陝川と広島の間を明らかにし、植民地支配によって朝鮮人被爆者が生まれたと論じている。

第三の視点では、2000年以降、それまでの実態調査や研究を踏まえて、ジャーナリストや市民団体・活動家に限られていた朝鮮人被爆者問

題の研究が学術分野でも本格的に議論されるようになった。その結果、今まで議論されなかった視点⁽⁴¹⁾が登場する。その中で、日韓市民協力の視点から在韓被爆者問題を考察している研究に注目したい。その例が辛亨根・川野徳幸の「韓国人原爆被害者研究の過程とその課題」『広島平和科学』(2012)と「韓国人被爆者問題をめぐる草の根交流」『広島平和科学』(2013)である。これらは現代社会における在韓被爆者問題がもつ多層的意義と日韓市民協力の役割を論じ、日韓の市民協力が日本政府の被爆者政策の改善に貢献したと評価した。これは、それまでの先行研究が国家レベルで朝鮮人被爆者・在韓被爆者問題を論じたことに対し、市民社会レベルという新たな視点を提示したといえる。

(2) 韓国における研究

韓国における研究は日本に比べて、その内容と数の面で不足し、現実告発と戦後処理補償問題という傾向がある。在韓被爆者問題を世に初めて知らせたのは日本より早い1959年であった。1959年8月6日付の『한국일보 (韓国日報)』に寄稿された郭貴勲の「広島回想」だが、1953年の朝鮮戦争の休戦以来の韓国の経済状況から、新聞購読者の数は少なく社会的関心を得ることは難しかった。在韓被爆者に対する初めての調査は1964年の韓国原子力院放射線医学研究所によるもので、全国の保健所・病院などを通して被爆者の届出を呼びかけた結果、203名の在韓被爆者(広島164名、長崎39名)が確認された。しかし、この調査は報告書が見つからないため、実態調査というより、在韓被爆者の存在を把握するだけに止まったものであっただろう。

1965年5月には、訪韓した民団による在韓被

爆者実態調査団が一月間調査活動を行う中、韓国政府の保健社会部や大韓赤十字社などに在韓被爆者の実態調査と医療救済を求めた。これを受け、同年7月から大韓赤十字社が全国規模で被爆者登録を呼びかけた結果、前年の約200名から3倍増の約600名が名乗り出たが、いずれの調査も在韓被爆者の実態を表す十分なものとはいえない。しかし、この時期から韓国マスコミでも在韓被爆者の存在が徐々に取り上げられた。1965年の日韓条約において在韓被爆者問題が除外されたことから在韓被爆者は自らの権利回復のために立ち上がり、1967年に協会が発足された。

その後、韓国教会女性連合会の積極的な協力によって1975年から3回にわたって生活実態調査が行われ、在韓被爆者が置かれた厳しい現実を告発する実態調査報告書が発行された。そして、1975年に在韓被爆者問題を本格的に取り上げた朴秀馥(パク・スボク)の『소리도 없다 이름도 없다 (声もない、名もない)』が発刊される。元新聞記者であり、放送作家である朴の著書は在韓被爆者の被爆経緯や帰国後の苦難などを告発し、在韓被爆者の証言を初めて紹介した面で評価すべきであろう⁽⁴²⁾。在韓被爆者が抱えている現実問題を告発する内容の報告書および書籍は1980年代にも続く。

1990年代に入ると、イ・サンファの「제한원폭피해자의 생활과 남아 있는 보상문제(原爆被害者の暮らしと残された補償問題)」『近現代史講座95-11』(1995)や、市場淳子の韓国語論文「삼중고를 겪어온 한국인원폭피해자들(三重苦を嘗めてきた韓国人原爆被害者たち)」『歴史批評』(1999)など、戦後処理補償問題として日本政府の責任を問う議論が始

まり、2000年以降からより活発となる。

特に、2000年以降は在韓被爆者問題の社会的関心が高まり、本格的な議論が始まる。前節でも述べたように、2002年の郭貴勲裁判の勝訴で在韓被爆者に対する日本政府の援護対策が大きく変わり、同年金亨律が韓国社会に向け、初めて自らが被爆二世であることをカミングアウトする。その後、金を中心とした在韓被爆者二世の団体の呼びかけによって、2004年国家人権委員会が人道主義実践医師協議会に依頼して「原爆被害者二世の基礎現況および健康実態調査を遂行した⁽⁴³⁾。この調査は、政府レベルの第二回目の実態調査であったが、1990年の第一回の調査と比べて、その調査目的と内容の面をはじめ、初めて被爆二世を調査対象に含めたことを考えると、大変意義があると思われる。

日本で発刊された市場淳子の『ヒロシマを持ちかえた人々－「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』（2000）が韓国で翻訳出版された⁽⁴⁴⁾ことも、韓国における被爆者研究の活性化に拍車をかけた[辛亨根・川野徳幸 2012: 177]と評価される。許光茂の『韓国人原爆被害者에 대한 諸研究와 問題点（韓国人原爆被害者に対する諸研究と問題点）』（2004）は、在韓被爆者に関する研究動向を初めて日韓比較し、韓国における研究の乏しさを指摘しながらその理由を挙げている。許が指摘した点は韓国社会において在韓被爆者問題がどのように認識されているかを理解する上で、重要だと思われるので、以下に簡略して紹介したい。

第一に、原爆をめぐる韓国的理由ないし情緒の問題がある。原爆は祖国の解放を早めただけでなく、日帝の蛮行を懲らしめた天罰の象徴でもあった。そのため、原爆被害者の意味が歪

曲されてしまった。しかも、核の傘の下に守られている韓国では核に対する否定的イメージが薄まった傾向もある。

第二に、原爆被害者という問題に対して、国民的共感が形成されなかった問題である。一般的に朝鮮人被爆者の存在すら知らない人が多く、たとえ知ったとしても戦争の犠牲者程度に見る視点があり、これらが原爆被害者問題を社会問題の中心から遠ざけている。

第三に、原爆への認識不足とそれによる偏見が原爆被害者自らの実状隠蔽を生んだ問題である。原爆後遺症が伝染病に誤解されることが多く、特に子どもの就職や結婚などを考えて被爆した事実を隠す人が多かった。

第四に、基礎資料が非常に不足している問題がある。原爆被害者の実態に関しては、1970年代に行われた韓国教会女性連合会と協会による実態調査報告書と1990年に韓国政府による初めの実態調査⁽⁴⁵⁾があったが、その内容は乏しい。

2005年に発刊された鄭根植編の『고통의 역사－원폭의 기억과 증언（苦痛の歴史－原爆の記憶と証言）』（⁽⁴⁶⁾）にはそれまであまり取り上げられなかった湖南と済州地域の在韓被爆者の証言がまとまっているが、証言者の渡日の理由と被爆地に偏りがなく、在韓被爆者の全体像を描くことに役立つ。そして、長年韓国社会から疎外されてきた地域である特徴から援護の手が届きにくい被爆者の声を聴くことで、未解決の問題を見出すことができる。

2008年以降は韓国政府によって以下の報告書が発刊されるが、政府レベルで在韓被爆者を調査したことはようやく在韓被爆者が韓国社会で認められるようになった証であろう。

・口述記録集『내 몸에 새겨진 8월－히로시마

나가사키 강제동원 피해자의 원폭체험(わが身に刻まれた八月-広島長崎強制動員被害者の原爆体験)』(2008)

- ・調査報告書『히로시마 나가사키 조선인 원폭 피해에 대한 진상조사-강제동원된 노무자를 중심으로 (広島長崎朝鮮人原爆被害に対する真相調査-強制動員された朝鮮人労務者を中心に)』⁴⁷⁾(2011)

協会が発刊した資料集『한국원폭피해자 65년사 (韓国原爆被害者65年史)』(2011)は協会設立以降の歴史・関連資料・証言など950ページの膨大な内容を盛り込んでいる。在韓被爆者を支援してきた日本と韓国の団体との交流過程や日韓両政府への訴え、手帳をめぐる裁判闘争の歴史が詳細に記述されている。

5. 韓国における平和運動と在韓被爆者

戦後の日本人の戦争観と平和観に大きな影響を与えた広島・長崎の記憶は、日韓両国において異なる。大多数の朝鮮人は、原爆投下が終戦と民族の解放を早めたと認識し、侵略者の日本が天罰を受けたと考えてきた[鄭根埴 2008: 14]。つまり、広島・長崎の原爆投下によって第二次世界大戦は早く終わり、多くの犠牲者が出るのを防げたという、原爆投下を正当化する米国の「原爆神話」と瓜二つの「民族解放言説」が韓国社会には存在している。筆者が調べたところ、韓国の中学校・高校の教科書における原爆投下の記述は2～3行程度で、原爆投下によって日本が降伏したという内容が主なものである。被爆者の10人に1人が朝鮮人被爆者であり、手帳を所持している在外被爆者の7割が在韓被爆者であることを考えると、原爆投下への記憶を新たにする必要があると思われる。

植民地支配から解放された朝鮮半島は直ちに冷戦構造となり、韓国と北朝鮮に分断され、1950年に勃発した朝鮮戦争は多くの犠牲者を出した。約200万人という数値は、帰国した約2万人の在韓被爆者の数よりあまりにも大きく、長い間韓国社会で注目されなかった。特に朴正熙(パク・ジョンヒ)の独裁政権(1963-1979)では経済優先主義、権威主義、反共主義が主なイデオロギーであったため、在韓被爆者が韓国社会の中で大きく声をあげることは難しかった。1965年の日韓条約で在韓被爆者問題がまったく論議されなかったことは当時の状況をよく表している。協会の発足後、韓国政府は韓国人被爆者の存在を厄介な存在と考え、日本の平和運動、あるいは左翼との連携の疑念から警戒の対象にした形跡さえある[辛亨根・川野徳幸 2013: 116]。

韓国の市民社会は1970、80年代にわたり、権威主義独裁政権の権力に抵抗する民主化運動を展開する中で、民主化運動と南北統一運動を同時的課題として認識しはじめた。そして1987年の民主化以降、それまで少数専門家の領域と見なされた「外交安保政策」の民主化を求める平和運動が始まり、朝鮮半島平和体制の必要性を実感した市民社会が反戦平和運動を展開するようになった。特に1994年、北朝鮮の食糧危機が韓国社会に伝えられてから、支援運動が活発に展開され、「南北分かち合い運動」や「我が民族助け合い運動本部」などの対北支援団体をはじめ、統一を目的に、さまざまな市民社会団体が組織化された。このような市民団体によって、それまで政治・軍事的観点でしか考えられなかった南北関係が、社会・文化・経済全般へその視野を拡大した。したがって、韓国社会に

における平和運動は統一運動と非常に密接な関係を持って始まった特徴がある。

そして、水平的な政権交代を初めて成功させた金大中（キム・デジュン）政権（1998－2003）の太陽政策、それに続く盧武鉉（ノ・ムヒョン）政権（2003－2008）の平和包容政策は市民社会に大きな影響を及ぼし、南北問題に取り組むNGOが増加した。NGOの活動内容も北朝鮮の人権問題や脱北者支援や政策提言など、従来と比べて多様化した。しかし、平和運動は、北朝鮮を適性国家として捉え、安保・反共を優先する保守側から支持を得ることなく、しばしば批判の対象になってきた。このように韓国社会における平和運動はまだ定着しているとは言えず、政治イデオロギーに左右されながらその行方が見出せない状況が続いてきた。そうした中で、過去清算の一環として植民地支配下の親日派糾明と強制動員による被害を明らかにすることに尽力した盧武鉉政権に入ると、2004年に「日帝強占下強制動員被害真相糾明などに関する特別法」が制定され、同年に強制動員被害真相糾明委員会（以下、委員会）が発足された。その後、委員会によって在韓被爆者に関する調査が行われ、先行研究で取り上げた在韓被爆者の口述記録集や調査報告書が発行された。

そして、約10年間の成果をもって、2015年12月に「日帝強制動員歴史館」⁽⁴⁸⁾が開館した。この歴史館には在韓被爆者に関する展示があり、「日本、良心の声」というコーナーに在韓被爆者を支援してきた活動家の写真が展示されている。2017年の8月には、陝川に韓国初の原爆資料館が開館される予定であるため、日帝強制動員歴史館と韓国初の原爆資料館の開館が在韓被

爆者を記憶するための公的な場を韓国の人々に提供するだろう。

むすびに

以上をまとめると、韓国における平和運動は1987年の民主化以降に統一運動と密接な関係から始まり、2000年以降から在韓被爆者問題に関する政府政策が展開される中、在韓被爆者2世を中心とした反核平和運動が進められてきた。北朝鮮と休戦中である韓国では平和＝安保・統一という考えがあり、冷戦構造の残滓である朝鮮半島の分断状況において反核平和運動は定着しにくい。特に広島と長崎の原爆投下によって植民地から解放されたという「民族解放言説」が根強いため、原爆投下によって多くの朝鮮人被爆者が生まれた事実が韓国社会で広く知らされるには時間と努力が必要であろう。

唯一の被爆国という日本の言説と民族解放という韓国の言説との間で、忘れられてきた在韓被爆者問題は、広島・長崎の原爆投下をより普遍的なものにする上で大きな役割を果たすであろう。そして在韓被爆者問題をめぐる日韓市民協力は国家による集合的記憶を克服し、トランスナショナルな記憶を構築する上で重要な意味を持っていると思われる。

〔投稿受理日2017.4.22／掲載決定日2017.7.6〕

注

(1) 「日本経済新聞社とテレビ東京による世論調査の結果、オバマ氏の広島訪問に対して92%が評価」(日本経済新聞2016年5月30日朝刊)。

「全国各地に住む広島、長崎の被爆者に改めてメールでアンケートをした結果、9割が訪問を評価し、演説の内容は100点満点で何点かを問うと、平均72点だった」(朝日新聞2016年6月5日朝刊)。

(2) NHK WORLD ホームページ <http://www3.nhk>.

- or.jp/nhkworld/en/news/editors/3/2016052702/?utm_int=detail_contents_news-link_001 (2017年5月5日アクセス)。
- (3) 2016年3月現在。厚生労働省 http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kennkou_iryuu/genbaku/genbaku09/16.html (2017年5月17日アクセス)。
- (4) [庄野・飯島 1975: 57-58], [朴秀馥他2名 1975: 298] より作成。強調は筆者による。
- (5) 韓国初の支援団体として在韓被爆者の無料治療・生計支援・原爆写真展開催などの運動を展開する中、日本政府に対して被害補償と治療対策を請求した。
- (6) 全国の在韓被爆者3,000人に「原爆被害者実態調査案内」を郵送した結果、1,070人だけが応じた。
- (7) [韓国教会女性連合会 1984: 13]
- (8) [同上書 1984: 12]
- (9) ソウルにあった協会の本部は、2016年に陝川に移動。
- (10) 한겨레 신문 (ハンギョレ新聞) 2015年8月5日朝刊。
- (11) [大韓民国政府・国務総理所属対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会 2015: 30]
- (12) [同上書 2015: 69]
- (13) [広島・長崎朝鮮人被爆者実態調査団事務局 1979: 23]
- (14) 在朝被爆者は、「反核平和のための朝鮮被爆者協会」(以下、朝鮮協会)に登録されているが、その朝鮮協会が「住所案内所」「各級人民委員会」、被爆者治療と健康診断を実施している「医学科学院放射線医学研究所」などの機関と連携し、実態調査を実施した結果、2007年末時点で1,911人の被爆者を確認したもののすでに1,529人が死亡しており、健在なのは382人であることが分かった [伊藤 2010: 12]。1960年の帰国事業による帰国者の中には手帳を持っていた人もたくさんいたが、帰国の際に返納や破棄をしたり、朝鮮での生活の中で紛失したりした人が多い。現在、在朝被爆者の中で原爆手帳を所持していることが確認されているのは、朝鮮の被爆者代表として参加した1992年の「原水禁大会」の際に長崎で取得した朴文淑さんだけである [同上書 2010: 17]。
- (15) [市場 1999]
- (16) [韓国原爆被害者協会 2011]
- (17) [同上書 2011: 113]
- (18) 1968年1月17日に在日韓国仏教会と民団の主催で広島公園の韓国人慰霊碑前で開催。国内では同年8月6日に曹溪寺で初めて挙行。
- (19) 3項目の内容は、韓国医師の日本研修・日本医師の韓国派遣・在韓被爆者の渡日医療であった。
- (20) 孫が1974年3月に福岡地裁判決で勝訴したことを受け、日本政府は控訴する一方で同年の7月、都道府県知事と広島、長崎両市長に公衆衛生局長名で出した通達。被爆者への手当支給について「日本国外に居住地を移した被爆者には適用せず、支給は受けられない」と規定、長く在外被爆者を援護対象外とする行政実務の根拠になった。
- (21) 手帳の交付申請は2008年12月15日から、原爆症認定申請や健康診断受診者証交付申請は2010年4月1日から可能となった。在大韓民国日本大使館のホームページ http://www.kr.emb-japan.go.jp/people/ryouzibu/consulate_hibaku.html (2017年5月19日アクセス)。
- (22) 日本政府は医療費支給を認めていなかったが、2004年から年間30万円の上限付きで助成することで対応していた。
- (23) その内容は「大韓赤十字社病院を指定病院として、協会登録会員の治療を行う。診療費には医療保険点数を適用し、うち一割を本人負担、九割を国庫負担とし、一人当たりの国庫負担上限は60万ウォンで、超過分は本人負担とする」というものであった [市場 2000: 77]。
- (24) 韓国における国民健康保険制度は、1977年500人以上の大規模事業体が医療保険組合を構成し、運営する方式で始まり、以降1988年には農漁民、1989年には都市の自営業者まで保険適用の対象者を拡大することで、国民に対する医療保障が行われた。
- (25) 「帰国において多くの被爆者が後遺症に苦しんでいることを気の毒に思う。歴史的経緯と被爆者の特殊性を考え、人道的観点、福祉向上の観点から医療面で、総額40億円程度の支援を行っていきたい」(読売新聞1990年5月25日朝刊)。
- (26) 韓国政府と韓国協会と大韓赤十字社の三者で構成。
- (27) 2017年5月18日現在。陝川原爆被害者福祉会館ホームページ <http://www.krchwc.or.kr/page/com01> (2017年5月18日アクセス)。

- 28) 韓国以外の在外被爆者は広島県から支給。
- 29) 金の母親が5歳の時に広島で被爆。韓国原爆2世患友会の初代会長を務め、被爆2世の援護体制を訴えるが、2005年34歳で亡くなった。
- 30) 国務総理室傘下「原子爆弾被害者支援委員会」を設置し、在韓被爆者とその子供に対して医療支援と特別・保健・生活手当の支給を求める内容。
- 31) この特別法では、委員会を設け、被爆者の登録・実態調査・医療支援を実施するほか、原爆の犠牲となった韓国人らの追悼事業も盛り込まれている。
- 32) 중앙일보(中央日報)2011年8月31日朝刊。
- 33) 第五福竜丸被災の報道の2日後、1954年に3月18日には神奈川県三崎町(現在の三浦市)議会が初めて「原爆実験停止の決議」をおこなった。その後、4月と5月に衆議院と参議院が核実験禁止、核兵器使用禁止の国会決議を行い、全国各地の自治体が原水爆禁止・実験禁止を要求する決議をおこなった。
- 34) 東京・杉並区の公民館で学習していた女性たちが、1954年5月に原水爆禁止の署名運動をはじめ、また全国各地でも署名がとりくまれていった。8月には原水爆禁止署名運動全国決議会が結成され、翌年夏までに3,000万人が署名した(当時の日本の人口は8,000万人)。
- 35) 広島で被爆した韓被爆者の1人で、当時30代の女性であった。
- 36) 在韓被爆者問題がはじめて日本で報道されたのは、民団広島県本部による韓国被爆者実態調査団の派遣が決定されたことを知らせる記事で、1965年5月14日付の「中国新聞」と「長崎新聞」であった。その後、同年7月28日付の「中国新聞」で韓国へ派遣された韓国被爆者実態調査団の調査報告をまとめた記事が写真付きで大きく報じられた。そして、中国新聞の平岡敬記者が訪韓し、行った在韓被爆者への直接取材が、同年12月3、4日の特集記事として掲載される。
- 37) 孫貴達の兄
- 38) [石田 2009]は「平岡敬関係文書」所収の新聞記事切り抜きを使用し、韓国人・朝鮮人被爆者に関する新聞報道の変遷について論じ、孫振斗裁判の影響で韓国人・朝鮮人の記事数が増えたことを主要紙の掲載記事数の推移に基づき、証明している。
- 39) 長崎在日朝鮮人の人権を守る会は中心者であつた故岡正治の遺志を継ぎ、1995年に日本の戦争中の加害責任を問う資料などを展示する岡まさはる記念長崎平和資料館をオープンした。
- 40) 同書は2003年に韓国で『한국의 히로시마-20세기 백년의 분노, 한국인 원폭피해자들은 누구인가』(韓国の広島一百年の怒り、韓国人原爆被害者は誰か)というタイトルで翻訳出版。
- 41) 例えば、石田雅春「韓国人・朝鮮人被爆者問題と新聞報道-昭和40年から平成2年までを中心-」『被爆地広島の復興過程における新聞人と報道に関する調査研究』(2009)、原爆阿知良洋平の「朝鮮人被爆者問題にみる加害者の後悔・欺瞞・責任」『社会教育研究』、(2012)黒川伊織「被爆体験記に描かれた朝鮮人被爆者の姿」『原爆文学研究』(2015)など。
- 42) その後、朴は『핵의 아이들(核の子供たち)』(1986)を通して韓国で初めて在韓被爆者2世の問題を訴えた。
- 43) 協会に登録されている被爆1世1,256名と2世1,226名を対象とし、郵送でのアンケート調査・健康診断・インタビュー形式で行われた。
- 44) 『한국의 히로시마-20세기 백년의 분노, 한국인 원폭피해자들은 누구인가(韓国の広島一百年の怒り、韓国人原爆被害者は誰か)』
- 45) 1990年5月の日韓首脳会談で日本政府が在韓被爆者医療支援金40億円の拠出を表明したことから、同年の7月に韓国政府機関の保健社会部の依頼を受けた韓国保健社会研究院が翌年の10月に『原爆被害者実態調査』を提出するが、その内容はアンケート調査として現状を調べた程度の内容だった。
- 46) 2008年に、日本で『韓国原爆被害者-苦痛の歴史』というタイトルで翻訳出版。
- 47) 2015年に日本で翻訳発行。
- 48) 2016年7月に国立博物館に指定。

引用文献

・日本語

- 石田雅春 [2009]「韓国人・朝鮮人被爆者問題と新聞報道-昭和40年から平成2年までを中心-」『被爆地広島の復興過程における新聞人と報道に関する調査研究』広島大学文書館
- 市場淳子 [2000]『ヒロシマを持ちかえった人々-「韓国の広島」はなぜ生まれたのか』凱風社
- [2006]『「唯一の被爆国が」生んだ在外被爆

- 者」倉沢愛子他編『岩波講座アジア・太平洋戦争4』岩波書店
- 伊東壯 [1988] 「原子爆弾被害者援護法制定要求と在韓被爆者問題」『在韓被爆者問題を考える』凱風社
- 伊藤孝司 [1987] 『韓国・朝鮮人被爆者の証言』ほるぶ出版
- [2010] 『ヒロシマ・ピョンヤン—棄てられた被爆者』風媒社
- 庄野直美・飯島宗一 [1975] 『核放射線と原爆症』日本放送出版協会
- 辛亨根・川野徳幸 [2012] 「韓国人原爆被害者研究の過程とその課題」『広島平和科学』34, 広島大学平和科学研究センター
- [2013] 「韓国人被爆者問題をめぐる草の根交流」『広島平和科学』35, 広島大学平和科学研究センター
- 田中宏 [1991] 『在日外国人』岩波書店
- 大韓民国政府・國務総理所属対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会, 河井章子訳 [2015] 『広島・長崎朝鮮人の原爆被害に関する真相調査：強制動員された朝鮮人労務者を中心に』対日抗争期強制動員被害調査及び国外強制動員犠牲者等支援委員会
- チョ・ユリ [2009] 「韓国人被爆者問題と原爆認識に関する研究」国民大学大学院国際地域学科修士学位論文
- 鄭根埴編, 市場淳子訳 [2008] 『韓国原爆被害者—苦痛の歴史』明石書店
- 朴秀馥他二名編著 [1975] 『被爆韓国人』朝日新聞社
- 中達啓示 [1993] 「在韓被爆者問題—忘れられたもう一つの広島」『広島平和科学』16巻
- 長崎在日朝鮮人の人権を守る会 [1989] 『朝鮮人被爆者—ナガサキからの証言』社会評論社
- 平岡敬 [1966] 「韓国の原爆被災者を訪ねて」『世界』第245号, 岩波書店
- [1988] 「在韓被爆者の戦後史」『在韓被爆者問題を考える』凱風社
- 広島・長崎朝鮮人被爆者実態調査団事務局 [1979] 『朝鮮人被爆者の実態報告書』広島・長崎朝鮮人被爆者実態調査団事務局

・韓国語

- 김기진·전갑생 [2012] 『원자폭탄, 1945년 히로시마—2013년 합천』선인

- 대한적십자사 [2015] 『2015년 원폭피해자 지원안내』
- 대한적십자사합천원폭피해자복지회관 [2008] 『원폭』2호
- 市場淳子 [1999] 「삼중고를 겪어온 한국인 원폭피해자들」『역사비평』역사비평사
- 晋珠 [2004] 「원폭피해자 증언의 사회적 구성과 내용분석」전남대학교대학원사회학과 석사학위논문
- 韓国教会女性連合会 [1984] 『한국인 원폭피해자 실태조사보고서』
- 韓国原爆被害者協會 [2011] 『한국원폭피해자 65년사』

・新聞

- 読売新聞1990年5月25日朝刊
중앙일보 (中央日報) 2011年8月31日朝刊
한겨레신문 (한겨레신문) 2015년8월5일朝刊

・ホームページ

- NHK WORLD
http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/news/editors/3/2016052702/?utm_int=detail_contents_news-link_001
在大韓民国日本国大使館
http://www.kr.emb-japan.go.jp/people/ryouzibu/consulate_hibaku.html
日本厚生労働省
<http://www.mhlw.go.jp/>
陝川原爆被害者福祉會館
<http://www.krchwc.or.kr/page/com01>